



「特定帰還居住区域について」

住民生活課

説明事項

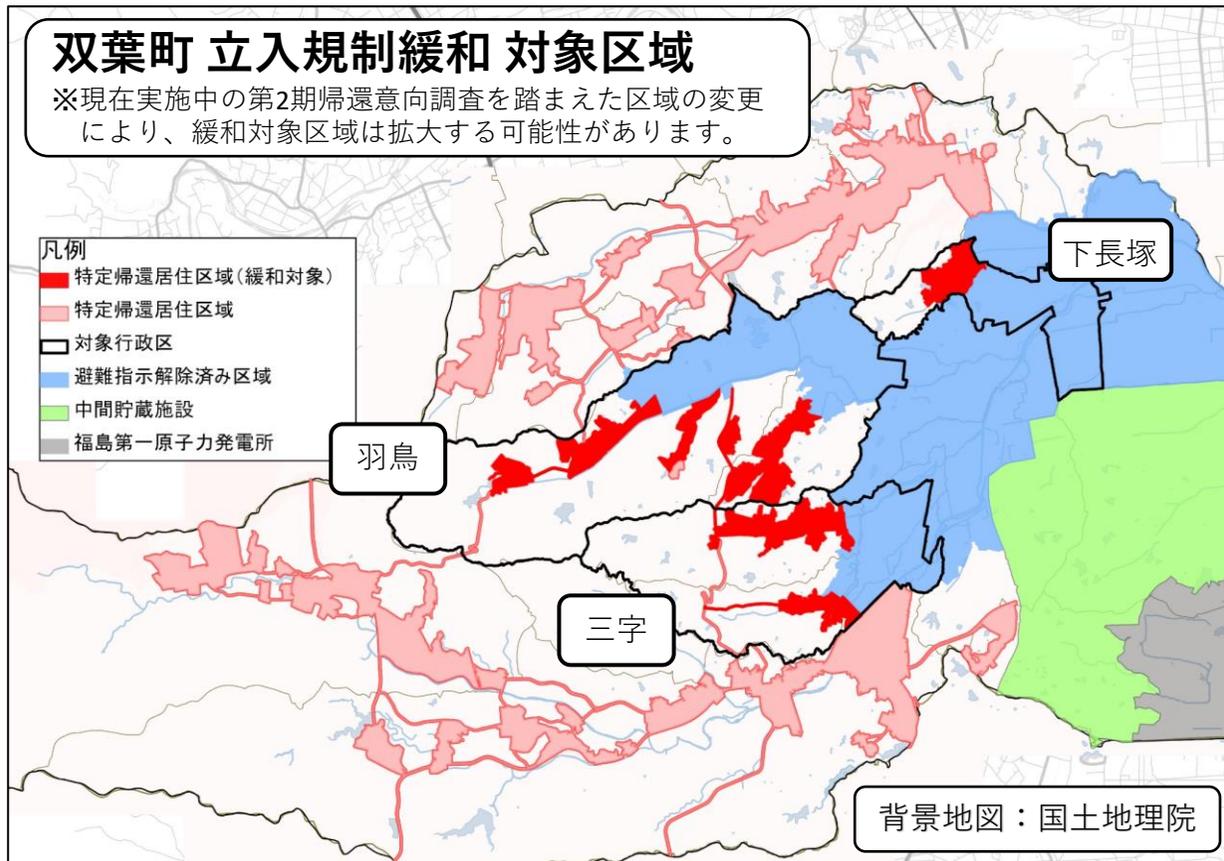
1. 特定帰還居住区域の立入規制緩和について
(下長塚、三字、羽鳥行政区の一部)
2. 特定帰還居住区域復興再生計画の改定について

1. 特定帰還居住区域の立入規制緩和について

特定帰還居住区域のうち下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において、住民の皆さまの利便性の向上や、帰還に向けた機運醸成のため、バリケード等の物理的防護措置を撤去し、通行証の申請および所持なしに立ち入りを可能とする「立入規制緩和」を実施します。

双葉町 立入規制緩和 対象区域

※現在実施中の第2期帰還意向調査を踏まえた区域の変更により、緩和対象区域は拡大する可能性があります。



○実施予定日

令和7年11月4日(火)

○スクリーニング

立入規制緩和後はスクリーニングの実施は不要となりますが、物品を持ち出す際にはスクリーニング場で線量の計測が必要となります。

○防犯対策

戸別巡回パトロールを実施します。また夜間の巡回も継続し、警察車両による巡回も依頼します。

○帰還準備宿泊費補助

対象行政区における帰還準備のため町内の宿泊施設を利用された場合に、宿泊費の一部について補助金を交付します。

2. 特定帰還居住区域復興再生計画の改定について

- ◆ 帰還困難区域（中間貯蔵施設を除く）では、**帰還意向調査（1回目）**において**帰還のご意向を示された方の生活圏が「特定帰還居住区域」に認定され**、現在、区域の除染やインフラ整備等が進められているところです。
- ◆ 1回目の調査で帰還の意向が「保留」「無し」及び未回答であった方へ再度意向をお伺いし、区域の見直しを行うため、**昨年12月より2回目の帰還意向調査を実施しております。**
- ◆ 2回目の調査結果を踏まえた区域の見直し案については、後日、対象の皆さまへご説明し、ご意見をいただいた後、国へ申請いたします。